令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
１ 土 (1)	R08.04.21 13：15 挟み込み	河川	災害復旧護岸工事において、仮設道路に使用していた敷鉄板を撤去するため、ＢＨで敷鉄板を吊り、ＤＴ荷台に積込み作業を実施していた。ＢＨに吊られた敷鉄板の揺れを止めるために作業員が手を出したところ、敷鉄板とＤＴ荷台側面の間に右手が挟まれた。その際、挟まれた右手を引き抜こうとして敷鉄板の角にあたり右手を挫創した。 業者人身　親指挫創	クレーン作業中に吊り荷に直接触れてはいけないことの認識が不足していたことや、吊り荷を安定させるための介錯ロープ等を使用していなかったこと。また、監視者を配置していなかったため、吊り荷が揺れる等の危険を作業員に知らせることができなかった。	・　クレーン作業中は吊り荷に直接触れることを禁止し、安全教育時に周知させる。 ・　吊り荷を安定させる際は介錯ロープを使用する。 ・　作業員の他に監視者を設置し、必要に応じて重機操作員や作業員に　危険を知らせる体制を構築する。
２ 土 (2)	R08.04.22 8:20 飛来物・落下	道路	積雪により破損した落石防護柵を取り替える災害復旧工事において、山からの落石の安全対策として道路沿いに高さ3.5mの仮設防護柵を設置していたが、山側斜面から15㎝×10㎝程度の落石があり、仮設防護柵を跳び越えて斜面下にいた作業員の顔にあたり負傷した。 業者人身　右頬部貫通創、歯槽骨骨折	落石防護対策として道路沿い山側に高さ3.5mの仮設防護柵が設置されていたが、一般的な落石防護対策における仮設防護柵と斜面との跳躍高さ2.0mが確保されていなかった（本現場は1.5m） 施工計画書に安全対策としての仮設防護柵についての記載はなく、作業手順書には落石に対するリスク低減措置が記載され作業員へ周知することとしていたが、事故当日のＫＹ活動において落石に関して作業員へ周知がなされていなかった。	・　現場内の安全対策（仮設防護柵の3.0m嵩上げ、吹付上部に防護ネットの設置、法面上部の先行施工）を実施した後に復旧工事を実施する。 ・　安全管理体制の再構築として、安全教育による作業員への安全意識の向上を図る。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
３ 土 (3)	R08.05.26 10：15 挟み込み	道路	土砂仮置き場において、ＢＨと作業員が一組となり大型土のうの解体作業を行っていた。ＢＨ作業時は作業員を作業半径外に退避させてから行っていた。作業員が状況確認のためＢＨを停止させた後、大型土のうに近づき大型土のうの切れ端を除去しようと手を出したところ、ＢＨがクラクションによる合図なしでバケットを動かしたため、作業員の右手にバケットが接触し挫傷した。 業者人身　右手中手骨骨挫傷	ＢＨを操作する際は、その都度クラクションによる合図をすることとしていたが、その合図をＢＨオペが失念した。また、ＢＨオペは前方をしっかり確認せず、バケットを動かしてしまった。	・　重機のすべての動作に対し、クラクションによる合図の徹底。 ・　重機及び作業員に対し、合図に関する注意喚起標示の実施。 ・　重機作業時は作業範囲内に作業員は入らず、作業員作業時は重機を近づかない。
４ 土 (4)	R08.05.22 11：10 工具・資材	河川	河川改修工事の作業ヤードにおいて、敷鉄板の移動防止のために施工した溶接部の切削作業を行っていた。敷鉄板は接続プレートに溶接されていたが、ディスクグラインダー（以下、工具とする）で溶接部を切削していたところ、工具の刃が接続プレートに接触したことにより工具が跳ね返り、作業員のすねに接触したことにより裂傷した。 業者人身　左膝挫傷	被災者は「自由研削といしの取替え等の特別教育」を受講済みで工具の取扱方法や工具の跳ね返りによる接触災害の危険性等の教育を受けていたが、その危険性を考慮した姿勢で作業を行っていなかった。 受注者は作業員に対して工具の跳ね返りによる接触災害を防止するための注意喚起を十分に行っておらず、作業員への安全指導が不足していた。	・作業者に対し「自由研削といしの取替え等の特別教育」と同程度の再教育を実施する。 ・工具の取扱方法について、工具の跳ね返り方向を常に意識するとともに、跳ね返り方向に身体を置かないことを徹底するよう継続的に指導する。 ・標準的な保護具に加え、チェーンソー防護チャップスを着用する。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
５ 土 (5)	R08.06.15 ８：30 架空物	河川	ブロック積取壊しで発生したコンクリート殻の積込・搬出作業において、ＢＨでコンクリート殻を引き寄せる際にアームを上げ過ぎたことで架空線に接触し、監視員が静止するよう声掛けをしたがＢＨオペレータがそれに気が付かず、アームを下げたことで当該架空線が引っ張られ損傷した。 公衆物損　電柱傾斜・架空線金具損傷	架空線近傍においてＢＨでコンクリート殻の小割作業を行い、更にコンクリート積込・搬出のための集積作業を架空線にアームが接触する可能性のある状況で作業を行ったこと。	・タイヤショベルによりコンクリート殻を架空線から離れた場所に移動してから作業を行う。 ・監視員の指示がオペレータに適切に伝わるようレシーバを配備する。
６ 土 (6)	R8.06.24 ９：10 草刈・除草	道路	法面で伐採作業をハンディソー（充電式）で実施していたところ、ハンディソーの調子が悪くなったため、チェーンソー（エンジン）に変えて作業を行った。その際、法面で動きづらかったこともあり、チャップス等を着用しなかった。作業中に片足を滑らせ体勢を崩し、左膝にチェーンソーが接触し裂傷した。 業者人身　左膝挫滅創	・法面での伐採作業で足元が悪く足を滑らせ体勢を崩した。 ・チャップス等の十分な保護具を着用しなかった。 ・作業に対し適切な機械が不具合で使えず大型の機械を使用した。	・法面の作業は足元を正しく確保し安全を確認してから伐採する。 ・想定される危険を考え、十分な保護具を着用し作業を行う。 ・機械の整備・点検を徹底し、作業内容に適した機械を用意・使用する。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
7 土 (7)	R08.06.05 16：45 立木処理	河川	河川堤防で樹木の伐採作業を行っていたところ、チェンソーの調子が悪くなったにも関わらず機械の調整を行わず、補助者が樹木の切断部を広げるために樹木上部を引っぱりながら伐採を続けたところ、伐採した瞬間に補助者は樹木を引っ張った状態でそのまま転倒し、伐採者もチェンソーを押し付けた状態で前のめりに補助者と同じ方向に倒れ、チェンソーが補助者の左手に接触した。 業者人身　左環指切創・左中指挫傷	・作業員が正しい作業手順を十分に理解できておらず、作業に必要な特別教育も受講していなかった。 ・作業員が不安全行動による危険性を理解できておらず、監督者を含めて安全意識が不十分であった。 ・補助者が保護具を着用しておらず、機械も点検整備が不十分なまま使用していた。	・作業員に正しい作業手順を理解させるとともに、作業に必要となる特別教育を受講させる。 ・監督者も含めた安全意識の浸透を図るため、社外から講師を招き安全講習を実施する。 ・作業に適した保護具を着用するとともに、機械の調子が悪くなったら速やかに調整してから使用する。
8 土 (8)	R8.07.10 10：20 草刈・除草	道路	片側通行規制による草刈り作業において、作業員が休憩のために肩掛式草刈機をガードレールに立てかけ車道に座って休憩していたところ、通行車両に気づき車両を避けるために立ちあがる際にバランスを崩し、ガードレールに立てかけていた草刈り機を倒したことにより通行車両に接触した。 公衆物損　通行車両ドア損傷	・休憩時に草刈機をガードレールに立てかけていた。 ・交通規制を行わず、交通誘導員も含めた全員がその場で休憩をとっていた。 ・作業員に休憩場所や方法を徹底していなかった。	・草刈り機を使用しない場合は適切に保管する。 ・交通規制を解除して問題ない状況で休憩に入る。 ・作業前のＫＹ活動時に休憩場所や方法を周知する。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
９ 土 (9)	R08.06.25 11：45 工具・資材	道路	既設ネットフェンスの撤去のため、グラインダー(自由研削砥石)での切断中にキックバックが発生して、切断する部材を保持していた左前腕にグラインダーが当たり負傷した。 業者人身　左前腕挫創、左前腕屈筋腱裂傷	・別の作業が控えていたため、切断作業に対する焦りがありグラインダーの刃を強くあてた。 ・切断部は少し高い位置であったが手が届く範囲であったため、片手で切断作業を実施した。 ・ＫＹ等で作業手順等を確認していたものの、当日は降雨が予想されていたことから心理的余裕がなくなり切断作業における危険に対する意識が低下していた。	・グラインダーの使用にあたり下記項目を徹底する。 ①キックバック防止のため、工具は必ず両手で保持し、刃を過度に押し付けない。 ②切断箇所は、工具が両手で保持できる高さとし、必要に応じて足場等を設置し、肩より低い位置で作業を行う。 ③切断する対象物は、別の作業員が安全な位置で確実に固定することとし、作業は複数人で行う。 ④作業に適した手腕防護カバー及び、防護メガネ等の保護具の着用する。 ・ＫＹ活動等において、使用工具の危険性及び、適切な使用方法について周知するとともに、作業員自らが自身の作業内容に置き換え、危険個所や注意点を確認し、危険予知能力及び安全意識向上に努める。
１０ 土 (10)	R8.07.07 13：45 草刈・除草	道路	一車線を交通規制しつつ、もう一車線を交通開放しながら路肩及び歩道の刈払作業を実施していたところ、刈払機で飛散した石等が防護ネットを越えて、走行していた一般車両のフロントガラスに到達し損傷させた。 公衆物損　通行車両フロントガラス損傷	・飛び石が車道側へ飛散しない方向で刈払機を操作すべきところを、飛散リスクが高まる刈払機の戻し作業での手順が徹底していなかった。 ・除草箇所の状況に応じて適切な作業方法を検討すべきところ、舗装骨材等の飛散物となるものが混在している可能性について、事前確認が不十分な状況で刈払作業を実施した。	・刈払作業は飛び石等が道路側へ飛散しない方向での操作を基本とし、戻す際は刈刃を地面から十分離してから戻すこととする。 ・舗装版の浮きや骨材の雑草への混在が想定される箇所では、ロータリーハサミ式草刈機など、飛び石リスクの低い機械での作業を検討する。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
１１ 土 (11)	R08.07.08 14：07 架空物	砂防	仮置き場において、仮排水管(φ500×4.0m)を現場から搬送してきたダンプトラックからバックホウ（クレーン機能付き）で荷降ろしするにあたり、架空線下（防護カバーあり）に停止していたバックホウのアームを上げた状態で旋回した結果、地上約6.0mに架線されていたＮＴＴ通信線にアームが接触し切断した。 公衆物損　ＮＴＴ通信線切断	・現地調査は行われていたものの、架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）のとおり、チェックリストを用いた確認が行われておらず、また、監督職員への報告もなされていなかった。 ・架空線下での作業が常態化しており、監視者がいない状態で架空線近接作業を行っていた。また、注意喚起看板は設置されていたもの、バックホウ運転手が作業中に認識できない箇所であった。	・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）の架空線チェックリストを用いて、各作業段階で必ず実施者と確認者がそれぞれチェックを行う体制を構築し、そのチェック結果を監督職員へ報告することについてあらためて周知徹底する。 ・架空線下で作業を行わないためにバリケードを設置し、バックホウなどの重機が架空線下に侵入できないようにする。 ・架空線近接作業の場合は作業ごとに監視者を必ず決め、監視員の指示がオペレータに適切に伝わるようレシーバを配備するとともにオペレータはその者の指示に従う。 ・バックホウ運転手にも作業中認識できるような箇所に架空線の存在を明示した注意喚起看板を設置する。
１２ 農 (1)	R8.07.22 11：12 建設機械	農地	ほ場整備の用水路の施工において、施工箇所がほ場と高低差があったため、現地の表土で進入坂路を設置し、用水路施工のために進入坂路へＢＨを移動させたところ、既に何度か進入坂路を行き来していたことから路面が荒れており窪みにはまってしまった。オペレータはその窪みから抜け出そうと無理にＢＨを移動させようとしたところ、反動でＢＨが傾き、電柱支線にアームが接触し、電柱支線及びアース線を損傷させた。 公衆物損 電柱支線、アース線損傷	・ オペレータが進入坂路の路面状況を確認しないままＢＨを移動させたこと。 ・ 窪地にはまった後も抜け出すため、無理にＢＨを移動させようとしたこと。	・ 盛土部は重機足場の変状を防止するため良質土を使用するとともに、坂路や支障物付近（５ｍ以内）では安全敷板を設置するなど、足場の安全性を確保する。 ・ 支障物の１０ｍ手前で重機を一旦停止させ、オペレータと見張人で重機足場の変状の有無などを目視で確認する。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
１３ 土 (12)	R08.07.08 11：15 工具・資材	河川	ボーリング作業において、作業員が手でボーリングロッドを落下させ、コアチューブ内の土をほぐしながらボーリングロッドから鉄球を取り出す作業を行っている際、作業員は落下作業に集中し、鉄球がボーリングロッドから落下したことに気付かず、再度ボーリングロッドを持ち上げ落下させたところ、補助者は鉄球が足場板から転がり落ちる前に回収しようとして、作業員の合図を確認せずに手を出し、人差指先端がボーリングロッドと足場板の間に挟まれ負傷した。 業者人身 左示指末節骨骨折、右示指挫創	・ 作業員はボーリングヘッドを落下させる作業に集中し、排出物や補助員の動向を注視していなかった。 ・ 補助員は落下した鉄球が足場板から転がり落ちそうだったため、とっさに手を出してしまった。	・ボーリングロッドを落下させる際、作業員は排出物の状況を確認するとともに、現場管理者も状況を確認し、鉄球が落下していたら作業員に声かけする。 ・鉄球回収の際は、作業員の声かけに補助者は返答をすることを徹底し、現場管理者は、作業員と補助者の意思疎通ができていることを確認する。 ・鉄球の移動などによる紛失を防ぐため、30㎝×30㎝×10㎝（高さ）程度の枠内でボーリングロッド　を落下させる作業を実施する。
１４ 農 (2)	R08.08.18 14：20 草刈・除草	農地	野生いのしし侵入防護柵の鉄道線路区域内での草刈作業において、侵入防護柵付近に設置してあった踏切遮断機へのケーブルに草刈機が接触したことによりケーブルを切断するとともに、ケーブルを切断したことにより近接する踏切遮断機で警報機が鳴り続け、遮断機が下りた状態が続き、２時間にわたり一般車両の通行に支障をきたした。 公衆物損　　ケーブル損傷、 踏切における交通障害	・作業区域内におけるケーブルや支障物等について、事前に管理者や現地での確認が不足していた。 ・草が伸長し、ケーブルや支障物等の目視が容易でなく、作業員による確認が十分でなかった。	・鉄道会社との現地立合いの際、現地確認とともに担当者から聞き取り、資料として取りまとめ、作業員へ情報共有する。 ・ケーブルや支障物及び危険個所の作業については、手刈りも含め、鉄道会社と協議し決定する。 ・草が繁茂した状況でも、ケーブルや支障物等が認識できるよう、リボン等で明確にする。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
１５ 土 (13)	R08.08.18 11：00 建設機械	上下水	掘削土の仮置場への運搬作業において、掘削箇所から仮置場へＤＴで運搬し積載土を下した後にＤＴ荷台を下したところ、テールゲートがＤＴ下部シャフトにしっかり閉まらなかったため、被災者がテールゲートを手動で勢いよく閉めようと２回試みたがそれでも閉まらず、更に勢いよく閉めようとした際、被災者の左手薬指がテールゲートとＤＴ下部シャフトの間に挟まり負傷した。 業者人身 左環指先端挫滅創	・車両系建設機械の取り扱いに関する安全教育を行っておらず、被災者はテールゲートを手で閉めようとする行為に対する予知が不十分であった。 （テールゲートは荷台を下す際、自動で閉まる構造となっているが、異物が挟まることなどで閉まらない場合があり、その際は再度荷台を上げ下げすればよい構造になっている。） ・被災者は作業時に手袋をしておらず、指を挟んだ際にけがを悪化させることとなった。	・事故状況及びＤＴのテールゲートを開閉する際の作業手順や安全確認方法を作業員に周知する。 ・車両系建設機械を使用する際の注意点を安全巡視日誌、ＫＹ活動等の様式に記載する。 ・指を挟んだとしてもけがが発生しないよう手袋の使用を徹底する。
１６ 土 (14)	R08.08.24 14：50 挟み込み	道路	道路改良工事の既設コンクリートの取壊・撤去作業において、小割したコンクリート殻をＢＨバケットへ直接手で集積していた際にバケットの爪とコンクリート殻との間に指先を挟み負傷した。 業者人身 左環指末節骨骨折	作業員の経験不足により作業環境に対する安全意識が十分でなく、不安定な場所で作業を行っていたことに加え、コンクリート殻の投入位置の確認や手の置き場への注意が不足していたこと及びバックホウのバケット周辺における危険性の認識が十分でなかったこと。	・経験が浅く、未経験の工種に従事する作業員には、指導員を配置し、作業状況の確認や安全指導（作業場所、作業手順等）を徹底する。 ・ＢＨバケットへ人力で積込みを行う際は、バケットの爪を地面に接地させた状態で作業を行う。

令和８年度　県の建設工事等に伴う事故発生状況一覧表

ＮＯ	発生日時	工事種別	事　故　概　要	事故の原因等	防　止　対　策
１７ 林 (1)	R08.09.03 11：00 墜落・転落	治山	治山工事の谷止工のコンクリート打設において、作業員が生コン打設面に移動する際、計画されていた作業路ではなく、谷止工の型枠と掘削肩の間を渡していた足場板上を通行し、更に打設面上の型枠に設置してあった別の足場板に移ろうとしたところ、足場板が跳ね上がり、掘削面までの約３．５ｍ転落し負傷した。 業者人身 頭部・腰背部・手関節部・ 大腿部打撲傷	・計画されていた作業路を通らず、搬出のために仮置きしていた足場板や固定されていない生コン打設用の足場を作業路として使用したこと。 ・高低差２．０ｍ以上になるにもかかわらず、自在式ブラケット足場（キャットウォーク）が未設置で、高所作業における転落防止措置が講じられていなかったこと。 ・ 主たる工種である生コン打設に人員や注意が割かれ、型枠の片付け作業が軽視され、注意力が低下したまま作業を行ったこと。	・施工計画書に定めた施工手順書を遵守し、指定された作業路の使用や自在式ブラケット足場（キャットウォーク）などの安全設備の設置を徹底する。 ・作業開始前の危険予知活動等において、現場の特性や潜む危険の回避方法について、作業に関わる者すべてに周知するとともに、工事関係者間の情報の伝達及び共有をくまなく緊密に行う。
１８ 林 (2)	R08.09.03 8：10 挟み込み	治山	治山工事において、倉庫から現場作業に必要な単管パイプ２本を２ｔトラックに積み込む際、単管パイプの両端部が結束により荷崩れの対策がされており、作業員が片側結束部を取り外した後、もう片方の結束部は荷崩れ防止のためそのままの状態で単管パイプを抜き出そうとしたところ、荷崩れ防止のための結束が抵抗となり単管パイプを抜き取れなかったため、作業員が更に力を加え単管パイプを抜き出したところ勢いがつき、作業員の指が単管パイプとトラック荷台に挟まれ負傷した。 業者人身 左示指末節骨解放骨折	ホイストクレーン等でのトラックへの積み込みが一般的であるが、現場資材準備後に不足した単管パイプ２本のみであったため、作業員単独での積み込み作業となり、更に単管パイプ片方を結束状態のまま引き抜こうとしたことが事故の原因である。	ホイストクレーン等でのトラックへの積み込みが一般的であるが、現場資材準備後に不足した単管パイプ２本のみであったため、作業員単独での積み込み作業となり、更に単管パイプ片方を結束状態のまま引き抜こうとしたことが事故の原因である。